

議案第6号

阿見町個人情報保護条例の一部改正について

阿見町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町個人情報保護条例の一部を改正する条例

阿見町個人情報保護条例(平成18年阿見町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。

第16条第3号ウ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第14条第2号ハ」を「個人情報の保護に関する法律第78条第2号ハ」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

阿見町個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者 法人その他の団体(国, 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)), 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条第4号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(個人情報の開示義務)</p> <p><b>第16条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名, 生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第14条第2号ハに規定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職, 氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者 法人その他の団体(国, 独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)), 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条第4号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(個人情報の開示義務)</p> <p><b>第16条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名, 生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(個人情報の保護に関する法律第78条第2号ハに規定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職, 氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	

## 議案第6号 説明資料

### 【一部改正の理由】

用語の引用を行っている独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日より廃止されることに伴い、引用先を変更する。

### 【改正内容】

#### 町条例第2条第4号中

改正前：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項

改正後：個人情報の保護に関する法律第2条第9項

#### 町条例第16条第3号ウ中

改正前：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第2号ハ

改正後：個人情報の保護に関する法律第78条第2号ハ

### 【施行期日】

令和4年4月1日